

## 自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立障がい者自立センター（以下「センター」という。）が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 公募物件

#### (1)物件の名称及び設置目的

本件公募物件は、センターで行政財産の使用許可を受け、同センターの利用者へのサービス向上と職員への福利厚生を目的とします。

また、行政の福祉化の観点から障がい者の就労又は、そのための就労訓練の場として使用していただきます。

※行政の福祉化とは、

大阪府では、府政のあらゆる分野において、福祉の観点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、自立を支援する取り組みを、全庁的に進めています。

#### (2)対象物件の面積及び最低使用料等

本公募は、物件番号1、2、3のセットで行います。

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	設置面積	台数	最低使用料 (年額:税抜)	位置
1	大阪市住吉区大領3丁目2番36号	1階	0.96㎡未満	1台	17,300円	図1
2	大阪市住吉区大領3丁目2番36号	2階	0.52㎡未満	1台	17,300円	図2
3	大阪市住吉区大領3丁目2番36号	3階	0.52㎡未満	1台	17,300円	図3

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

#### (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

#### (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であ

って、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
  - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、必要な許可等を有していること(該当する場合のみ)。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 障がい者若しくはその保護者又はこれらのもので構成する団体(障害者自立支援法に基づく障がい者就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を運営する法人も含む。)であること。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日(原則として1年)とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可することができます。

また、継続して使用する場合は許可期限の3ヶ月前までに引き続き継続するか否かを明らかにしてください。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。なお、初年度の年額使用料については、使用開始日前日までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

- ・ 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転等の一切の費用は設置事業者の負担とします。
- ・ 自動販売機の使用料については、設備の電気容量比率から計算した基本料金分担額と設置事業者が設置する自動販売機の子メーターの指示値により計測した使用量に応じて積算した額の合計とします。（子メーターの設置費用は、設置事業者の負担とします。）
- ・ 光熱水費は設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

④ 必須条件

- ・ 物件番号1の自動販売機は、ユニバーサルデザイン自動販売機であること。
- ・ 設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)に係る許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、

	コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。
2	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。
3	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

### (3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責において対応すること。  
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

### (4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

## 4 参考データ

- ① 自動販売機の年間売上  
：約 1,668,010 円  
(令和4年1月～12月、前事業者の申告によるものです。)
- ② 光熱水費：93,854 円 (令和4年1月～12月)

## 5 応募申込手続き

### (1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和5年2月13日(月)～ 令和5年3月1日(水) 必着

送り先 〒558-0001  
大阪市住吉区大領3丁目2-36  
大阪府立障がい者自立センター宛

持参する場合

申込受付期間 令和5年2月13日(月)～令和5年3月1日(水)  
【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】  
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 大阪市住吉区大領3丁目2番36号  
大阪府立障がい者自立センター

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書(大阪府所定様式)
- ③ 誓約書(暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の誓約書)(大阪府所定様式)
- ④ 販売品目(大阪府所定様式)
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカタログ(機器の仕様、寸法、消費電力のわかるもの)
- ⑥ 2-(3)に係る許認可等の許可書等の写し(該当についてのみ。)

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) くじによる設置事業者の決定  
最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者の公表  
設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。
- (4) その他  
設置事業者の決定は、令和5年3月7日(火)の予定。

## 7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和5年3月20日(月)までに、下記提出書類を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書(大阪府指定様式)
- ② 設置場所の図面

- ③設置を希望する自動販売機のカatalog（機器の仕様、寸法、消費電力のわかるもの）
- ④応募資格要件2—（3）に係る許認可等の許可証等の写し
- ⑤証明書類（発行日から3か月以内のもの）
  - ＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（本社から支店等へ権限委任している場合）
  - ＜個人の場合＞…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ⑥自動販売機の設置管理・商品補充等の業務のうち一部の業務を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- ⑦府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）（発行日から3か月以内のもの）
- ⑧税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ⑨暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しないものであることを確認する書類（誓約書、現在事項全部証明書、役員名簿）
- ⑩当該施設を利用して行う訓練の実施計画を示すもの

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

## 9 その他

- ① 使用許可申請の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- ② 現地確認を行う場合は、必ず事前に下記までご連絡をお願いいたします。

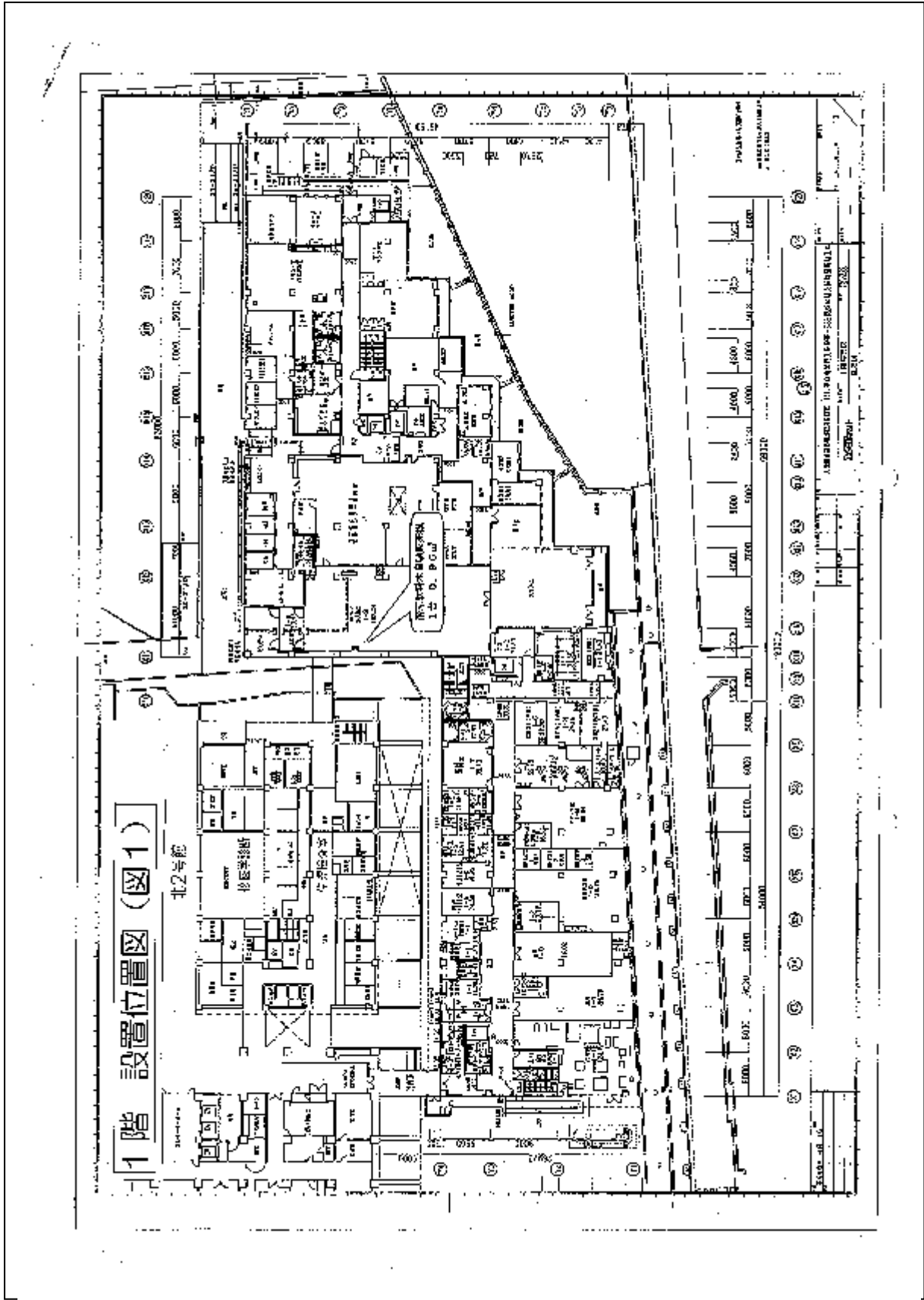
### 募集に関する問い合わせ先

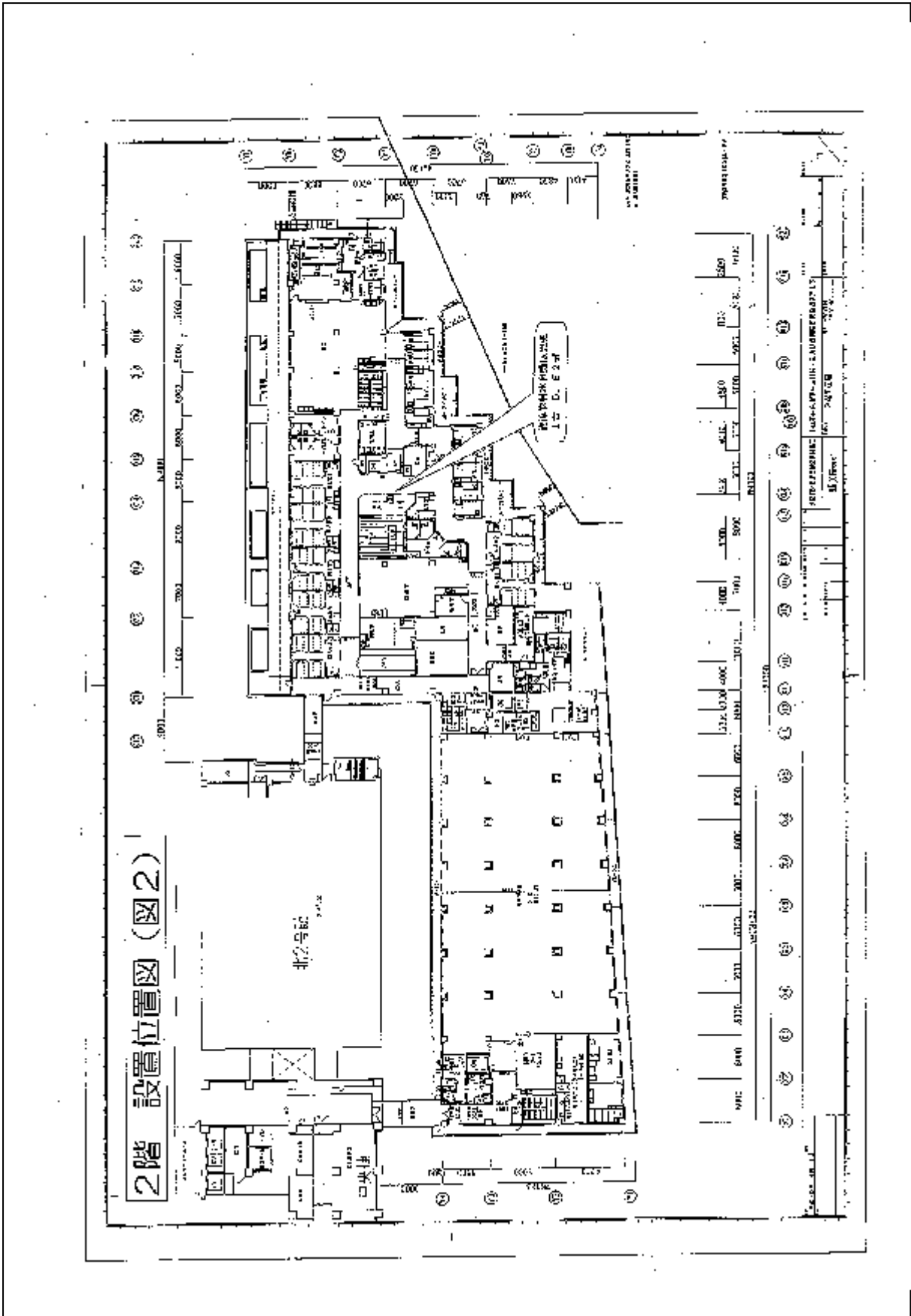
#### 【1階部分】

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課 担当 若杉  
大阪府中央区大手前2丁目  
電話06-6941-0351（内2537）

#### 【2階・3階部分】

大阪府立障がい者自立センター企画調整課 担当 岩田  
大阪府住吉区3丁目2番36号  
電話06-6692-3921（直通）











## 誓 約 書

私は、大阪府の実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様  
大阪府立障がい自立センター所長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
〔 法人名 〕  
〔 代表者名 〕

印

## 誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

### 申請者

住 所  
(所在地)

フリガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所

(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)

(代表者名)

生年月日

